資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱

平成２７年４月９日
２６水管第２７７１号
農林水産事務次官依命通知

（通則）

第１　資源管理体制高度化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、資源管理体制高度化推進事業実施要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７６３号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２　補助金は、漁業収入安定対策の実施により、漁業者が計画的な資源管理を行うに当たり、各都道府県に設置される資源管理協議会が都道府県の資源管理指針策定に際し、その内容を検討し、また、漁業者が資源管理指針に沿って作成する資源管理計画の取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する履行確認の実施、指針の見直し並びに資源管理計画の評価・検証及び改善等に必要となる経費を助成することを目的とする。

（交付の対象及び補助率）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県資源管理協議会（以下「補助事業者」という。）が行う資源管理体制高度化推進事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

（申請手続）

第４　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び交付規則第２条に規定する交付申請書の様式は、別記様式第１号のとおりとし、正副２部を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年

法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第５　交付規則第２条の規定による申請書の提出期限は、水産庁長官が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

第６　大臣は、第４第１項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第７　補助事業者は、適正化法第９条第１項、交付規則第４条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から１５日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（契約等）

第８　補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

３　補助事業者は、第２項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第２号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第９　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、交付規則第３条第１号の規定に基づき、別記様式第３号による変更等承認申請書正副２部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第１１に定める軽微な変更を除く。

２　大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助金の支払方法）

第10　補助事業者は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第５８条ただし書きに規定する協議が調い、かつ、必要があると認められる金額については概算払請求をすることができるものとする。

（軽微な変更）

第11　交付規則第３条第１号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表に定めるところによる。

（事業遅延の届出）

第12　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、交付規則第３条第２号の規定に基づき、速やかに別記様式第４号により事業遅延届を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13　適正化法第１２条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の１２月３１日現在において別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、同年度１月３１日までに正副２部を大臣に提出しなければならない。ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

２　大臣は、前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

（実績報告）

第14　補助事業者は、補助事業を完了したときは、交付規則第６条第１項の規定に基づき、その日から、１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、別記様式第６号による実績報告書正副２部を大臣に提出しなければならない。

２　第４第２項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４第２項のただし書により交付の申請をした補助事業者は、第１項の報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第７号による消費税等相当額報告書を速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかにならない場合

又はない場合であっても、その状況等について、第15第１項の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15　大臣は、第１４第１項の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16　大臣は、第９の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第６の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、第１項(1)から(3)の取り消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１５第３項の規定を準用する。

（財産の管理等）

第17　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意

をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18　取得財産等のうち適正化法施行令第１３条第４号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具とする。

２　適正化法第２２条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）を勘案して、交付規則第５条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

３　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

４　第１７第２項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第19　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第３条第４号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式８号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附則

１　この要綱は、平成２７年４月９日から施行する。

２　資源管理体制推進事業費補助金交付要綱（平成２３年３月２９日付け２２水管第２３５６号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

３　この要綱の施行前に旧要綱の規定により行うこととされている措置、報告等については、なお従前の例によることとする。

別表（第３及び第１１関係）

区　分	経　費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
資源管理体制高度化推進事業	１　資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 　都道府県資源管理指針の策定、見直し及び資源管理計画の評価・検証、改善に際しての関係者間の検討、資源管理計画に基づく取組及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する履行確認に要する経費 ２　資源管理計画作成・高度化等指導費 　資源管理計画の作成・改善指導に要する経費 ３　資源状況等調査集計費 　都道府県資源管理指針の策定、見直し及び資源管理計画の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等に要する経費	定額	経費の欄に掲げる１から３までの経費間の３０％以内の変更	

別記様式第１号（第４の１関係）

平成○年度資源管理体制高度化推進事業費補助金交付申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

住　　所
代表者名　○○都道府県資源管理協議会長 ○○ 印

平成○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７７１号農林水産事務次官依命通知）第４の１の規定により、○○○円の交付を申請する。

記

１　事業の目的

２　事業の内容及び経費の内訳
（１）○○都道府県資源管理協議会事業計画（又は実績）

区　分	内　容	備　考
資源管理体制高度化推進事業 １　資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 ２　資源管理計画作成・高度化等指導費 ３　資源状況等調査集計費	（実施内容等）	

注：都道府県資源管理協議会事業計画（又は実績）欄の記載は、実施要綱第４

に定める別記様式第１号の写しにより代えることができる。

（２）経費の内訳

区　分	補助事業に要する経費 〔又は補助事業に要した経費〕 (A)+(B)	負担区分		備　考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
資源管理体制高度化推進事業 １　資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 ２　資源管理計画作成・高度化等指導費 ３　資源状況等調査集計費	円	円	円	
合　計				

３　事業の完了予定年月日(又は完了年月日)

４　収支予算(又は精算)

（１）収入の部

区　分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
資源管理体制高度化推進事業 １　資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 （１）補助金	円	円	円	円	

（２）その他 ２　資源管理計画・高度化等作成指導費 （１）補助金 （２）その他 ３　資源状況等調査集計費 （１）補助金 （２）その他					
合　計					

（２）支出の部

区　分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
資源管理体制高度化推進事業 １　資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費 （１）補助金 （２）その他 ２　資源管理計画作成・高度化等指導費 （１）補助金 （２）その他 ３　資源状況等調査集計費 （１）補助金 （２）その他	円	円	円	円	

合　計					

5　添付書類

（１）○○都道府県資源管理協議会事業計画

（２）○○都道府県資源管理協議会規約

別記様式第２号（第８関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔補助事業者〕　殿

所　在　地
商号又は名称
代　表　者
印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第３号（第９の１関係）

平成○年度資源管理体制高度化推進事業費補助金
変更（中止又は廃止）承認申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

住　　所
代表者名　○○都道府県資源管理協議会長 ○○ 印

平成○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知があった資源管理体制高度化推進事業費補助金について下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７７１号農林水産事務次官依命通知）第９の１の規定に基づき申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第１号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第４号（第１２関係）

平成〇年度資源管理体制高度化推進事業費補助金事業遅延届

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

住　　所
代表者名　〇〇都道府県資源管理協議会長 〇〇 印

平成〇年〇月〇日付け〇水管第〇号で補助金の交付決定の通知があった資源管理体制高度化推進事業費補助金に係る事業の遅延について、資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７７１号農林水産事務次官依命通知）第１２の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１．事業担当者名［代表］

２．補助事業の内容及び進捗状況

３．遅延理由

４．遅延に対して講じた措置

５．その他

別記様式第５号（第１３の１関係）

平成○年度資源管理体制高度化推進事業費補助金遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

住　　所
代表者名　○○都道府県資源管理協議会長 ○○ 印

資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７７１号農林水産事務次官依命通知）第１３の１の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　分	総事業費 (A)	事業の遂行状況 (12月31日時点) (B)	進捗状況 (B)/(A)	備　考
資源管理計画等高度化・履行確認等協議会費	円	円	%	
資源管理計画作成・高度化等指導費	円	円	%	
資源状況等調査集計費	円	円	%	

（注）「事業の遂行状況」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第６号（第１４の１関係）

平成○年度資源管理体制高度化推進事業費補助金実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿
（官署支出官　水産庁長官　殿）

住　　所
代表者名　○○都道府県資源管理協議会長 ○○ 印

平成○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７７１号農林水産事務次官依命通知）第１４の１の規定に基づき、その実績を報告する。
（なお、併せて精算額○○○円の交付を請求する。）

記

（注）１　記の記載様式は、別紙様式第１号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

２　添付書類については、交付金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第７号（第１４の３関係）

平成○年度資源管理体制高度化推進事業費補助金消費税相当額報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

住　　所
代表者名　○○都道府県資源管理協議会長 ○○ 印

平成○年○月○日付け○水管第○号で補助金の交付決定の通知のあった事業について資源管理体制高度化推進事業費補助金交付要綱（平成２７年４月９日付け２６水管第２７７１号農林水産事務次官依命通知）第１４の３の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第１５条の補助金の額の確定額　　金　　円
（平成○年○月○日付け○水管第○号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

［　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由　を記載

［　　］

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し
（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第８号

財産管理台帳

事業実施主体：○○都道府県資源管理協議会

番号	名称	規格・機種	数量	単位	取得			処分制限期間（50万円以上の場合）		処分の状況			保管場所	備考
					単価（単位：円）	取得金額（単位：円）	年月日	耐用年数	処分制限年月日	価格（単位：円）	処分の内容	年月日		

注　１　処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。

２　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

３　処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

４　備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。

５　この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。